

輸出してはならない貨物

〔現 行〕

1号	麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤（覚せい剤原料を含む。）
2号	児童ポルノ
3号	特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権を侵害する物品（注）
4号	周知表示の混同を惹起する物品、著名表示冒用品、形態模倣品（注）

（注） 3号(育成者権を侵害する物品を除く。)及び4号は、平成19年1月1日施行予定。

〔今回答申〕: 著作権及び著作隣接権を侵害する物品を輸出してはならない貨物に追加。